

議 請 第 1 号	平成 30 年 8 月 22 日 受 付
件 名	狭山市におけるパートナーシップの公的認証と性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願
紹 介 議 員	笹 本 英 輔 西 塚 和 音 加 賀 谷 勉 猪 股 嘉 直 大 島 政 教 内 藤 光 雄 高橋ブラクソ久美子
付 託 委 員 会	総 務 経 済 委 員 会

請願趣旨

【要旨】

狭山市でも同性同士を含めたパートナーシップの承認制度（仮称）の創設に向け、その存在を公に認める方策をとることにより、狭山市を性的少数者にとっても住みやすい、多様性を認められる魅力ある都市にして頂きたく、制度導入に向けた協議を開始してください。

【理由】

平成 27 年に渋谷区でいわゆる「同性パートナーシップ条例」が作られ、世田谷区では「同性パートナーシップ宣誓制度」が作られたことがきっかけとなり、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市でも、同性同士を含めたパートナーの承認制度が開始されています。埼玉県内においては、平成 30 年 6 月定例会で、さいたま市、川越市、飯能市、毛呂山町の 3 市 1 町で、パートナーシップの認証制度に関する請願が採択され、導入に向けた準備が開始されています。

また、平成 29 年 12 月には、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が性的指向や性自認による偏見や差別のない社会をめざすとして、LGBT配慮促進キャンペーンを実施しているほか、オリンピック憲章にも「性的指向による差別の禁止」が明文で盛り込まれています。

民間企業においても、NTTグループなどでパートナーシップ証書を提示することで、同性カップルの社員にも、異性間の結婚と同様の福利厚生が適用されることが発表されており、また生命保険会社等では、同性カップルも死亡保険金の受取人として指定することを認められるようになりました。

については、同性カップルを含む「パートナーシップの公的認証」のための導入に向けた協議を開始してください。そのことが性的少数者への理解の促進、差別の解消につながり、性的少数者を含めた、誰もが自分らしく生きられる社会が実現することになると考えています。

以上、地方自治法第 124 条の規定により、690 名の署名を添えて請願いたします。